



青森県報

第二千二百四号

平成十五年七月二十五日(金曜日)

目次

告 示

証紙売りさばき人の業務の廃止の届出……………(経 理 課) …… 一
証紙売りさばき人の指定……………(同) …… 一

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………(文化・スポ
イツ振興課) …… 二

右 同……………(同) …… 二
大規模小売店舗の廃止の届出……………(経営振興課) …… 二

出先機関

漁港の保全上支障のある行為を禁止する区域等の指定……………(東 地 方 農 林
水 産 事 務 所) …… 三

右 同……………(三 戸 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 三

右 同……………(下 北 地 方 農 林 水 産 事 務 所) …… 四

右 同……………(同) …… 四

監査委員……………(同) …… 四

包括外部監査の事務を補助する者の氏名等……………(事 務 局) …… 四

平成十五年七月十八日定例公告中……………(経営振興課) …… 五

告 示

青森県告示第四百八十八号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十五年四月七日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十五年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び氏名

上北郡横浜町字横浜八〇の二

外井キミエ

青森県告示第四百八十九号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和三十一年四月青森県条例第十号)第九条の規定により告示する。

平成十五年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 売りさばき人の住所及び氏名

- 上北郡横浜町字横浜八〇の二
外井とも子
- 二 指定年月日
平成十五年七月二十五日
- 三 売りさばき場所
上北郡横浜町字横浜八〇の二

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年七月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人さわやかネット
- 三 代表者の氏名
工藤 志朗
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市下長六丁目一二の八
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者、高齢者に対して、日常生活の支援に関する事業を行い、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十五年七月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サンネット青森
- 三 代表者の氏名
根本 あや子
- 四 主たる事務所の所在地
青森市新町二丁目六の二四
- 五 定款に記載された目的
本会は、精神保健に課題をもっている人々が医療保健福祉サービスによつて支えられ地域で生活していくことのできる社会の実現を図るため、必要な人々への地域生活支援に関する事業や人権啓発事業を行ない、もつて社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の廃止の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定による大規模小売店舗の廃止の届出があつたので、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十五年七月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
三戸ショッピングプラザ

三戸郡三戸町大字八日町一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社三戸ショッピングプラザ

三戸郡三戸町大字八日町一

代表取締役 松尾官平

三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

廃止前	廃止後
一、二九八平方メートル	零平方メートル

四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積以下となる日

平成十五年七月十四日

五 届出年月日

平成十五年七月八日

出 先 機 関

東地方農林水産事務所告示第一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十五年七月二十五日

東地方農林水産事務所長 小 野 祐 司

一 漁港の名称

今別漁港

二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域

東津軽郡今別町大字今別字今別二〇二番地先に設置された今別町三級基準点から六二度五〇分四〇五メートルの地点を中心とした半径一七〇メートルの円内の区域

禁 止 物 件

船舶

三 指定の適用期間

平成十五年八月四日（同日に開催予定の花火大会が同月五日から同年九月三日までの間において順延される場合にあつては、当該花火大会が開催される日）午後八時三十分から午後九時まで

三戸地方農林水産事務所告示第一号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十五年七月二十五日

三戸地方農林水産事務所長 田 中 正 之

一 漁港の名称

八戸漁港

二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
八戸港白銀西防波堤西灯台（北緯四〇度三二分六秒、東経一四一度三二分一八秒）から一九四度八二〇メートルの地点を中心とする半径三〇〇メートルの円内の漁港区域	船舶・自動車

三 指定の適用期間

平成十五年八月九日（花火大会が同月十日から同月二十四日までの間において順延される場合にあつては、当該花火大会が開催される日）の正午から午後九時三十

分まで

下北地方農林水産事務所告示第三号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十五年七月二十五日

下北地方農林水産事務所長 澤 田 満

- 一 漁港の名称
佐井漁港
- 二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
下北郡佐井村大字佐井字糠森地先弁天島（北緯四一度二六分〇〇秒、東経一四〇度五一分〇〇秒）から五三度〇〇分〇〇秒四五〇メートルの地点（北防波堤先端付近）を中心とした半径三三〇メートルの円内の水域	船舶

- 三 指定の適用期間

平成十五年八月十五日（同日に開催される予定の花火大会が同月十六日から同月二十一日までの間において順延される場合にあつては、当該花火大会が開催される日）午後七時三十分から午後八時三十分まで

下北地方農林水産事務所告示第四号

漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第三百二十七号）第三十九条第五項及び同項第二号の規定により、同号に掲げる行為を禁止する区域（以下「禁止区域」という。）及び当該行為を禁止する物件（以下「禁止物件」という。）を次のとおり指定するので、同条第六項の規定により公示する。

平成十五年七月二十五日

下北地方農林水産事務所長 澤 田 満

- 一 漁港の名称
横浜漁港
- 二 禁止区域及び禁止物件

禁 止 区 域	禁 止 物 件
上北郡横浜町字下川原地先下浜橋右岸下流橋台（北緯四一度〇四分四八秒、東経一四一度一五分〇〇秒）から三三三度三〇分〇〇秒五〇二メートルの地点（第一西防波堤中央付近）を中心とする半径二八〇メートルの円内の水域	船舶

- 三 指定の適用期間

平成十五年八月十四日（同日に開催される予定の花火大会が同月十七日又は同月十八日に順延される場合にあつては、当該花火大会が開催される日）午後七時三十分から午後八時三十分まで

監 査 委 員

青森県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成十五年七月二十五日

青森県監査委員	片 谷 稔
青森県監査委員	橋 本 敏
青森県監査委員	西 谷 悦
青森県監査委員	清 水 郎

一 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏名	住所
鷓川 正樹	神奈川県横浜市都筑区北山田三丁目二四番九号
小野寺 高	青森市大字大野字前田六九番四二号
倉成 磨	八戸市大字本徒土町三番三号
西谷 俊広	青森市勝田一丁目二番六号ハイアットB二〇二号
吉田 柳一郎	むつ市小川町二丁目一九番七七号

二 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
平成十五年七月十六日から平成十六年三月三十一日まで

正

誤

経 営 振 興 課

発行年月日 発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
平成二五・七六 第二二〇一号	公 告	五	下	二四	二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名	二 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭